区分		解説
I	健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。
П	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から 措置を講ずることが望ましい状態。
Ш	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講 ずべき状態。
IV	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく 高く、緊急に措置を講ずべき状態。